

テストマーケティング推進事業助成金の運用について

1. 趣旨

県産品の「ラッシュアップ」等のためテストマーケティングに参加する意欲のある事業者への支援を行う。

2. 助成対象者

- ① まるごと高知でのテストマーケティングに参加する県内事業者（テストマーケティング実施商品の製造者又は販売者に限る）。
- ② 同一年度内に、テストマーケティング推進事業助成金の交付を受けていない事業者。

3. 助成対象経費

- ① 鉄道、航空機、高速バス、新幹線等の公共交通機関の利用に係る料金
 - ② 宿泊料
 - (ア) 1泊 10,000 円／人を上限とする。
 - (イ) テストマーケティング実施日の前日から当日の宿泊料を助成対象とする。
 - (ウ) 最も合理的かつ経済的な旅程を選択すること。
- （例）テストマーケティング実施後に取引先と商談を行うため、宿泊を1日延長した場合。

金	土 (テスマ実施日)	日 (テスマ実施日)	月	火 (商談日)
前泊	宿泊	宿泊	商談のため宿泊	商談後、帰高
助成対象経費			助成対象外経費	

上記の場合、テストマーケティングにかかる旅費である3泊4日分（金・土・日）が助成対象となる。

4. 助成率

助成対象経費の2分の1

5. 助成対象人数及び上限金額

- ① 人数
1回のテストマーケティングにつき1事業者当たり2名までとする。
- ② 助成額上限（支払い額）
1回のテストマーケティングにおける、助成限度額は3万円/1人とする。

6. 助成金交付の流れ

助成を希望する事業者は、テストマーケティング推進事業助成金交付申請書（様式第1）を公社宛に提出し、公社が必要かつ適当と認めた場合に、助成対象経費の2分の1の助成を受けることが

できる。

【助成金交付に係る事務処理の流れ：①～⑦】

事務処理者	事務内容
事業者様	① 【TM】推進事業助成金交付申請書提出（様式第1）
公社	③ 審査 ④ 【TM】推進事業助成金交付決定通知書発行
事業者様	⑤ テストマーケティングの実施 ⑤ テストマーケティング終了後実績報告書提出（様式第3） ※30日以内に提出のこと。
公社	⑥ 【TM】推進事業助成確定通知発行 ⑦ 振込

7.その他

- ① 旅行のキャンセルやスケジュールの変更により発生したキャンセル料および手数料は、助成対象外とする。
- ② 助成対象経費の2分の1の額に1円未満の端数を生じたときは、1円未満の端数を切り捨てる。

（附則）

平成29年4月1日より施行する
平成29年7月27日より施行する
平成30年4月1日から施行する
令和4年4月1日から施行する
令和5年4月1日より施行する